主 文 一 本件抗告を棄却する。 二 抗告費用は抗告人の負担とする。

ー 抗告の趣旨

- 1 前橋地方裁判所平成二年(行力)第一号抗告受理事件について、同裁判所が平成二年三月二二日にした決定(以下「再度の考案による決定」という。)を取り消す。
- 2 群馬県伊勢崎市議会議員A解職請求署名簿の署名の効力に関し、抗告人からした異議申立について、相手方が平成元年一二月一九日付でした異議棄却決定に基づく手続の続行は、前橋地方裁判所平成元年(行ウ)第一一号解職請求者署名の署名の効力に関する異議棄却決定取消等請求事件の判決確定に至るまでこれを停止する。
  - 3 申立費用及び本件手続費用は全部相手方の負担とする。
  - 二 抗告の理由(省略)
  - 三 当裁判所の判断

〈要旨〉1 普通地方公共団体の議会の議員に対する解職請求についての署名簿の署名の効力に関する争訟(地方自〈/要旨〉治法八〇条四項、七四条の二第八項)は、署名簿の有効署名の総数が解職請求に必要な法定数に達するかどうかの確定を目的とするものであるから、その審理の対象は個々の署名の効力の有無であつて、署名簿の有効署名の総数が解職請求に必要な法定数に達するかどうかではない。したがって、解職請求についての署名簿の署名の効力に関する争訟を本案とする執行停止の申立てにおいて、単に有効署名者の総数が解職請求に必要な法定数を超えるからといって、「本案について理由がない」ということはできない。

- 2 として、「伊勢崎市選挙管理委員会」が有効とした抗告人に対するとした抗告人に無難挙管理委員会」が有効とした抗告人に無対力をものが多数名中に、署名のの署名の総数が解職請求に必要をきる。で、大田・一郎の署名ののののでは、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」といい、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示して、「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。」は、「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。」は、「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。」は、「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示している。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいるいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」は、「大田・一郎」を表示しいる。「大田・一郎」は、「大田・一郎」は
  - 3 そこで、右の見地から本件執行停止申立てについて検討する。

一件記録によれば、伊勢崎市において選挙権を有する者の総数は、八万二五五一名で、市議会議員の解職請求に必要な法定署名数は二万七五一七名であり、相手方が有効と判断した署名数は三万二三二四名であるから、本案において四八〇八名以上の署名が無効とされれば、抗告人の解職請求に必要な法定署名数を欠くことになるものと認められる。

れるべき者二〇五七名(意見書その一の二2(四))の各署名、その他無効とされ るべき者(意見書(その4)の雑表にのみ該当する者)三八名の署名、「5」その 他偽造により無効とされるべき者二四名(意見書その8)の署名があり、 効署名を控除すれば解職請求に必要な法定署名数を欠くことが明らかであると主張

しかしながら、右「1」ないし「3」及び「5」はともかく、右「4」における 無効署名数の推計についてみると、署名簿の署名の効力に関する争訟は前記のとおり個々の署名の効力の有無を対象とするものであって、個々の署名について地方自治法七四条の三第一、第二項所定の無効事由があるかどうかによってその効力が判 定されるべきものであるから、単に有効とされた署名中に無効な署名が混入している(いわゆる潜在的無効)ことが認められるというだけでは個々の署名を無効とす ることはできず(どの署名を無効とすべきかが明らかでない。)、したがって、抗 告人主張のように個々の署名を特定せずに有効とされた署名中に無効とされるべき 署名が存在することが推定されるというだけでは、本案において署名が無効とされ ることはないものというべきであって、抗告人主張の推計にかかる無効署名数をもって本案において無効とされる署名数とすることはできず、せいぜい、推計の基礎 とされた回答の結果、現実に個々の署名名義人について無効とされることとなるべき署名の数をもって無効署名の数とすることができるにすぎないものというべきで ある。そうすると、抗告人が無効であると主張する署名(ただし、「4」について は右のとおり推計の基礎とされた署名)が全部本案において無効とされるものと仮 定しても(右「1」の要件欠缺及び「2」の内容不実で無効と主張されるもののう ちには生年月日、住所等についての記載が不完全でも署名者が選挙人名簿の登載者 であることが判定できる程度に記載されているのでこれを無効とすべきでないもの があり、また「3」の同一筆跡で無効と主張されるもののうちでも同一筆跡と認め 難いものがあり、また「4」のその他三八名の署名については匿名の回答によるも のと認められるので本案において無効とされるべき署名を特定することができず、 無効とすることができないと考えられるし、また「4」の偽造により無効と主張さ れている三三一名の署名中には詐欺又は強迫による署名が含まれており、これらに ついて本人から相手方(伊勢崎市選挙管理委員会)に対し異議が申し立てられた形 跡はうかがわれないから、これについて無効とすることができない(地方自治法七 四条の三第二項参照)と考えられるので、全部をもって本案において無効とされる 署名とすることはできないところではあるが)、その数は一七八二名であり、これ を控除しても、結局解職請求に必要な有効署名数を欠くことにならないことは明ら かである。

その他、本案において相手方が有効とした署名が無効とされるの結果有効署名の 総数が解職請求に必要な法定数を欠くにいたることを一応認めるに足りる疎明はな

4 そうすると、抗告人において回復困難な損害を避けるための必要性があることの疎明がないことに帰するから、抗告人の本件執行停止の申立てはその要件を欠

これを却下すべきものである。 よって、これと結論を同じくする再度の考案による決定は相当であり、本件 抗告は理由がないからこれを棄却することとし、抗告費用はこれを申立人に負担さ せるこしとして、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 越山安久 裁判官 お

赤塚信雄 裁判官 桐ヶ谷敬三)